一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字堺字屋敷一七八一五の二〇（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字堺字屋敷一七八一五の四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字堺字屋敷一七八一五の四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字堺字屋敷一七八一五の二〇（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県北茨城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷一〇六〇の五一（国有林）、一〇六〇の七八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町谷字中尾二一四の五、二一四の七から二一四の九まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県飯塚市高倉字大山三の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県三木市平田字草荷野七一五の二、七一六の二、七一九の二、七二〇の二、加佐字札場谷一〇三一の三、字本谷一〇四六の五、一〇四七の四、一〇四八の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百五十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和六年九月六日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第30419号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　KS13307-03
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

1　登録番号　第30418号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　KS14001-01
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

1　登録番号　第30427号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresf20348
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第30432号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresg20823
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第30438号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　KS15189-02
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

1　登録番号　第30439号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　HYB20D02
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Hybrida S.R.L.
Strada Villetta 19, 18038 Sanremo, Italy

○農林水産省告示第七百五十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和六年十月八日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓